

## 項目名

## ③ 健康かごしま21鹿児島地域推進協議会の結果について

### ■ 現状（概要）

「健康かごしま21推進協議会」で決定された重点課題及び地域の実情に応じた健康課題について、多様な健康づくり関係機関・団体がそれぞれの立場で、主体的な取組をどのように推進していくかについて協議・検討を行い、地域住民の健康づくりを効果的・体系的に推進する。

### ■ 取組状況

【開催日】令和5年11月13日(月) 14時00分～16時00分

【場 所】鹿児島地域振興局日置庁舎(伊集院保健所) 3階第1会議室

【出席者】委員等12名(11委員と1代理出席者), 事務局3名

【内 容】1 説明・報告

- (1) 「健康かごしま21」と最終評価結果について
- (2) 次期計画概要等について
- (3) 本協議会について
- (4) 重点テーマ・キャッチフレーズについて

2 協議

- (1) 全世代の運動の習慣化, ロコモ予防について
- (2) 健康づくりについての教育, 普及啓発について

### ■ 成果・課題

1 説明・報告

「健康かごしま21」の現計画の最終評価結果について説明し、次期計画の概要について、国の方向性をもとに説明を行った。併せて、本協議会の位置づけや、令和5年度の重点テーマとキャッチフレーズの活用についても周知した。

2 協議

各委員が、地域で健康づくりを進める上で課題と感じていることについて、令和4年度から2年継続したテーマを設定しており、情報共有・協議を行った。

- (1) 全世代の運動の習慣化, ロコモ予防について
  - ・最終評価で悪化した項目が多く、今後さらなる取組が必要であることから、各団体が感じている課題や改善案を協議・共有した。
- (2) 健康づくりについての教育, 普及啓発について
  - ・広報の工夫のほか、関係団体間で連携を図ること等について協議・共有した。

### ■ 今後の予定

令和6年度においても地域推進協議会を開催し、地域の関係団体と協力しながら、各ライフステージの切れ目のない取組を意識し、地域・職域・学域が連携し、さらなる健康づくりを推進していく。

### ■ 依頼事項等

地域・職域・学域が連携を図りながら、それぞれの立場において、ロコモ対策や健康づくりの普及啓発などが推進されるよう、働きかけや支援等をお願いします。

## 健康かごしま 21 鹿児島地域推進協議会(地域・職域・学域推進協議会)

実施日時	令和5年11月13日(月) 14時00分～16時00分	場所	鹿児島地域振興局日置庁舎 本館3階 第1会議室
<p>○ 内容</p> <p><u>1 説明・報告</u></p> <p>(1) 「健康かごしま 21」と最終評価結果について</p> <p>(2) 次期計画概要等について</p> <p>(3) 本協議会について</p> <p>(4) 重点テーマ・キャッチフレーズについて</p> <p><u>2 協議</u></p> <p>(1) 全世代の運動の習慣化、ロコモ予防について</p> <p>(2) 健康づくりについての教育、普及啓発について</p>			
<p>○ 協議・検討の概要</p> <p><u>1 説明・報告</u></p> <p>「健康かごしま 21」の最終評価の結果について、報告を行った。 また、健康日本 21 第3次計画の方向性をもとに、健康かごしま 21 の次期計画概要について説明した。 本協議会の位置づけや、令和5年度の重点テーマとキャッチフレーズの活用についても説明し、周知した。</p> <p><u>2 協議</u></p> <p>(1) 事務局説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマ設定の経緯や昨年度の小規模協議で出た意見について説明した。 また、地域・職域・学域連携の観点から、目指すレベルについて説明した。</li> </ul> <p>(2) 協議</p> <p>①ロコモ・フレイル対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最終評価結果でDの項目が多く、今後さらなる取組が必要であることから、各団体で感じている課題や改善案を共有した。 地域環境による課題も出されたが、SNS等の活用や、家で出来る運動を紹介する案も出され、それぞれで出来ることを認識できた。</li> </ul> <p>②健康づくりについての教育、普及啓発について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発については、広報の工夫のほか、関係団体間で連携を図ること等について共有した。</li> <li>・広報誌等による普及では、行政だけでなく、各団体が協力して周知を図ることについて前向きであり、周知の幅が広がったと思われる。 健康教育についても、関係団体は依頼があれば講師等として協力できる方針であることが共有できたほか、各イベント前にちょっとした情報提供をする案なども出された。</li> </ul>			

# 健康かごしま21鹿児島地域推進協議会 委員名簿

(任期: 令和5年4月1日～令和6年3月31日)

	領域	分野	所属	職名	氏名	備考	
1	保健医療	医科	日置市医師会	理事	津守 伸浩		
2		歯科	日置地区歯科医師会	副会長	鎚流馬 祐二		変更
3		薬科	日置薬剤師会	会長	下田 健一		
4		栄養	県栄養士会日置地区	代表	中谷 かおり		
5	地域	食生活	食生活改善推進員連絡協議会 伊集院支部	支部長	潟山 砂由美	欠席	
6		運動	コミュニティスポーツクラブ チェスト伊集院	代表	船倉 祥子		
7		食生活	かごしま食の健康応援店 (株式会社むかえの木)	代表	榎園 順吉	欠席	
8	職域	産業	日置市商工会	女性部会長	桂木 詩寿子		
9		産業	職場の健康づくり賛同事業所 (プリマハム串木野)	代表	尾野 悟	欠席	
10	学域	教育・家庭	日置市PTA連絡協議会 (母親代表)	代表	松元 寛子		変更
11		教育	鹿児島教育事務所指導課	課長	床並 伸治		変更
12	行政	保健	日置市健康保険課	課長	宮前 美紀		
13		保健	いちき串木野市健康増進課	課長	猪俣 勝人	(代理出席) 課長補佐 大竹 和則	
14		保健	三島村民生課	課長	日高 真吾		変更
15		保健	十島村民民課	課長	安藤 巧	欠席	
16		保健	鹿児島地域振興局 保健福祉環境部	部長	原田 浩行		変更

## 健康かごしま 2 1 鹿児島地域推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 県民一人ひとりが健康で生き生きと生活できる「健やかな鹿児島」を創造するために策定された「健康かごしま 2 1」を指針とし、地域住民の健康づくりを効果的・体系的に推進するため、健康かごしま 2 1 鹿児島地域推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域における「健康かごしま 2 1」推進に係る健康関連グループの役割及び連携調整に関する事。
- (2) 地域における「健康かごしま 2 1」の推進方策に関する事。
- (3) 地域保健、職域保健及び学域保健の連携に関する事。
- (4) 地域における健康課題の把握及び対策に関する事。
- (5) 「健康かごしま 2 1 推進協議会」で選定した重点課題の地域での推進方策に関する事。
- (6) 協議した推進方策の評価に関する事。
- (7) その他必要な事項に関する事。

### (組織)

第3条 協議会は、健康づくり関連機関・団体のうちから、鹿児島地域振興局保健福祉環境部長が委嘱する委員をもって組織する。

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
2 委員は、再任されることができる。

### (会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は会務を総理する。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (代理出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員の代理者を出席させることができる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、関係事項について説明を受け、又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第8条 協議会の庶務は、鹿児島地域振興局保健福祉環境部健康企画課において処理する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は平成15年1月15日から施行する。

#### 附 則

平成16年9月22日 一部改正

#### 附 則

- 1 この要綱は平成19年7月25日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に委嘱されている委員及び就任している委員長については、改正後の要綱第3条及び第5条第1項により、委嘱又は任命されたものとみなす。ただし、その任期は、この要綱の施行の際における改正前の要綱の規定による残任期間と同一の期間とする。

#### 附 則

この要綱は平成21年3月18日から施行する。